

## 障害（補償）等給付（障害等級認定）に関する関係法令

### ○労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抄）

#### （保険給付の種類等）

第 7 条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付

#### （障害補償給付）

第 15 条 障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は一時金とする。

- ② 障害補償年金又は障害補償一時金の額は、それぞれ、別表第一又は別表第二に規定する額とする。

別表第一(第十四条、第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第十八条の二、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の八、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十三条関係)

一 同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金については、それぞれ、当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については、当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。以下同じ。)により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合にあつては、下欄の額に、次のイからハまでに掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げるところにより算定して得た率を下らない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)

イ 障害補償年金 前々保険年度(前々年の四月一日から前年の三月三十一日までをいう。以下この号において同じ。)において障害補償年金を受けていた者であつて、同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金が支給されていたすべてのものに係る前々保険年度における障害補償年金の支給額(これらの者が厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給額と国民年金法の規定による障害基礎年金の支給額との合計額の平均額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額を当該障害補償年金の支給額の平均額で除して得た率

ロ 遺族補償年金 イ中「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「障害厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「障害基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金又は寡婦年金」として、イの規定の例により算定して得た率

ハ 傷病補償年金 イ中「障害補償年金」とあるのは、「傷病補償年金」として、イの規定の例により算定して得た率

二 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は遺族厚生年金とが支給される場合(第一号に規定する場合を除く。)にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、前号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)

三 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と国民年金法の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合(第一号に規定する場合を除く。)にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、第一号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)

四 前三号の場合以外の場合にあつては、下欄の額

区分	額
障害補償年金	一 障害等級第一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三一三日分
	二 障害等級第二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二七七日分
	三 障害等級第三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二四五日分
	四 障害等級第四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二一三日分
	五 障害等級第五級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一八四日分
	六 障害等級第六級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一五六日分
	七 障害等級第七級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一三一日分
遺族補償年金	次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額
	一 一人 給付基礎日額の一五三日分。ただし、五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、給付基礎日額の一七五日分とする。
	二 二人 給付基礎日額の二〇一日分
	三 三人 給付基礎日額の二二三日分
	四 四人以上 給付基礎日額の二四五日分
傷病補償年金	一 傷病等級第一級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の三一三日分
	二 傷病等級第二級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の二七七日分
	三 傷病等級第三級に該当する障害の状態にある者 給付基礎日額の二四五日分

別表第二(第十五条、第十五条の二、第十六条の八、第二十条の五、第二十二条の六、第二十二条の三、第二十二条の四関係)

区分	額
障害補償一時金	一 障害等級第八級に該当する障害がある者 給付基礎日額の五〇三日分
	二 障害等級第九級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三九一日分
	三 障害等級第一〇級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三〇二日分
	四 障害等級第一一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二二三日分
	五 障害等級第一二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一五六日分
	六 障害等級第一三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の一〇一日分
	七 障害等級第一四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の五六日分
遺族補償一時金	一 第十六条の六第一項第一号の場合 給付基礎日額の一、〇〇〇日分
	二 第十六条の六第一項第二号の場合 給付基礎日額の一、〇〇〇日分から第十六条の六第一項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額を控除した額

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）（抄）  
(障害等級等)

第14条 障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級は、別表第一に定めるところによる。

② 別表第一に掲げる身体障害が二以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。

③ 左の各号に掲げる場合には、前二項の規定による障害等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級だけ繰り上げた障害等級による。ただし、本文の規定による障害等級が第八級以下である場合において、各の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額の合算額が本文の規定による障害等級に応ずる障害補償給付の額に満たないときは、  
その者に支給する障害補償給付は、当該合算額による。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上あるとき	一級
二 第八級以上に該当する身体障害が二以上あるとき	二級
三 第五級以上に該当する身体障害が二以上あるとき	三級

④ 別表第一に掲げるもの以外の身体障害については、その障害の程度に応じ、同表に掲げる身体障害に準じてその障害等級を定める。

⑤ 既に身体障害のあつた者が、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合における当該事由に係る障害補償給付は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付とし、その額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額から、既にあつた身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額（現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付が障害補償年金であつて、既にあつた身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付が障害補償一時金である場合には、その障害補償一時金の額（当該障害補償年金を支給すべき場合において、法第八条の三第二項において準用する法第八条の二第二項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を法第八条の四の給付基礎日額として算定した既にあつた身体障害の該当する障害等級に応ずる障害補償一時金の額）を二十五で除して得た額）を差し引いた額による。

別表第一 障害等級表（第十四条、第十五条、第十八条の三の十、第十八条の八、第三十一条、第三十三条、第三十六条）

障害等級	給付の内容	身体障害
第一級	当該障害の存する期間 一年につき給付基礎日額の三一三日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼が失明したもの</li> <li>二 そしやく及び言語の機能を廃したもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>五 削除</li> <li>六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>七 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>九 両下肢の用を全廃したもの</li> </ul>
第二級	同二七七日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの</li> <li>二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの</li> <li>二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの</li> <li>二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの</li> <li>三 両上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>四 両下肢を足関節以上で失つたもの</li> </ul>
第三級	同二四五日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの</li> <li>二 そしやく又は言語の機能を廃したもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>五 両手の手指の全部を失つたもの</li> </ul>
第四級	同二一三日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの</li> <li>二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>三 両耳の聴力を全く失つたもの</li> <li>四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>六 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>七 両足をリストラン関節以上で失つたもの</li> </ul>
第五級	同一八四日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの</li> <li>一の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>一の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>二 一上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>三 一下肢を足関節以上で失つたもの</li> <li>四 一上肢の用を全廃したもの</li> <li>五 一下肢の用を全廃したもの</li> <li>六 両足の足指の全部を失つたもの</li> </ul>
第六級	同一五六日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・一以下になったもの</li> <li>二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>三の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>四 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</li> </ul>

第七級	同一三一日分	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>二の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 削除</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一足をリストラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>一二 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>一三 両側のこう丸を失つたもの</p>
第八級	給付基礎日額の五〇三日分	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</p> <p>二 せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 一足の足指の全部を失つたもの</p>
第九級	同三九一日分	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六の三 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの</p> <p>七 一耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>八 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>九 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p> <p>一一 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>一二 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>一二の二 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第一〇級	同三〇二日分	<p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>一の二 正面視で複視を残すもの</p> <p>二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>三の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になつたもの</p> <p>四 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>五 削除</p> <p>六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>九 一上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの</p>

第一一級	同二二三日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>三の二 十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>三の三 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</li> <li>四 一耳の聴力が四十分セントメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>五 せき柱に変形を残すもの</li> <li>六 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</li> <li>七 削除</li> <li>八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> <li>九 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>
第一二級	同一五六日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの</li> <li>五 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</li> <li>七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</li> <li>八 長管骨に変形を残すもの</li> <li>八の二 一手の小指を失つたもの</li> <li>九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> <li>一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</li> <li>一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> <li>一二 局部にがんこな神経症状を残すもの</li> <li>一三 削除</li> <li>一四 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>
第一三級	同一〇一日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</li> <li>二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</li> <li>二の二 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</li> <li>三の二 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>三の三 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>四 一手の小指の用を廃したもの</li> <li>五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</li> <li>六 削除</li> <li>七 削除</li> <li>八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</li> <li>九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</li> <li>一〇 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ul>
第一四級	同五六日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>二 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>二の二 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</li> <li>三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>五 削除</li> <li>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</li> <li>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</li> <li>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</li> <li>九 局部に神経症状を残すもの</li> </ul>

#### 備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 二 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。